

○養護老人ホーム椿園扶助費支給基準

(平成23年3月3日)
訓令第2号

(目的)

第1条 この基準は、養護老人ホーム椿園利用者等（以下「利用者等」という。）について支給する扶助費の種類及びその範囲について必要な事項を定めることを目的とする。

(扶助費の名称、支給額及び支給要件等)

第2条 この基準による扶助費の名称、支給対象者、支給額及び支給要件等は次のとおりとする。

名 称	支給対象者	支給額及び支給要件等
入院日用品扶助費	病院に入院した利用者等	老人福祉法（昭和38年法律第133号）以下「法」という。）第11条の規定による入院患者日用品費の額
介護保険料加算扶助費	法第11条の規定による介護保険料加算の対象の利用者等	法第11条の規定による介護保険料加算の額
被服扶助費	法第11条の規定による被服費加算の対象の利用者等	法第11条の規定による被服費加算の額を超えない範囲で現物支給
葬祭扶助費	法第11条の規定による葬祭を行った者等	法第11条の規定による葬祭費の額
無年金者扶助費	無年金者で前月末日において預貯金残高が10万円以下の利用者等	月額7,000円

(審査)

第3条 支給対象者は、各種扶助費について、養護老人ホーム椿園園長の審査を受けなければならない。

(支給)

第4条 管理者は、前条の審査により正当と認められた者に対し、支給するものとする。

附 則（平成23年3月3日訓令第2号）

- 1 この基準は、公布の日から施行する。
- 2 この基準の施行の日の前日までになされた手続きその他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。